

サラワクにおける土地占有と森林破壊

27 September 2022

*Prepared for Japan Tropical Forest Action Network
(JATAN)*

Copyright@2022 Henry Joseph

HenryJoseph©2018

プレゼンター
ヘンリー・ジョセフ (Henry Joseph)
サバ州・サラワク州高等裁判所
弁護士

Henry Joseph

*Advocate & Solicitor
High Court in Sabah & Sarawak*

HenryJoseph©2018

全著作權所有© 2022 HenryJoseph

免責條項

- *No part of this material may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted, in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without the prior permission of the author. Request for permission should be addressed to Henry Joseph, at email address: hjnyaru@gmail.com*
- *DISCLAIMER: The author makes no representation or warranty with respect to the accuracy of facts herein contained although efforts and due diligence have been made to ensure their accuracy, and especially disclaims any implied warranty or warranties for any particular purpose, and shall in no event be liable for any loss or damage resulting from their reference, or reliance and/or whatsoever use.*

HenryJoseph©2018

サラワクの面積と土地利用

位置: **ボルネオ島**

座標: **北緯 0度～5度 東経109度36分～115度40分**

海外線: **ボルネオ島北東部海岸に沿っておよそ800キロに
およぶ**

面積: **124,450 km²**

土地利用:

農業640万ヘクタール (2005)

— **アブラヤシ400万**

— **ゴム130万ヘクタール**

出典: サラワク州農業省

Henry Joseph © 2018

サラワクの面積と土地利用（続き）

森林/木材コンセッション

木材ライセンスコンセッション：650万ヘクタール

ー サラワク全面積の53パーセント
(出典: Global Forest Watch)

****註：州政府による秘匿により正確な統計を得ることはできない。

ー 森林に関する施業活動

(1) 伐採（輸出用および国内用に木材採取）、伐採後は再生に委ね再度伐採

(2) 植林事業権(LPF) 伐採後のエリアに、外来種、通常アカシアを植林

Henry Joseph © 2018

サラワクの地目

□ 州有地/王領

- 土地は州政府/政府に帰属する

□ 私有地

- (1) 政府によって(a)個人もしくは(b)組織に譲渡され、権利が登録された政府の土地
- (2) 先住慣習地（先住民によってしか獲得されない）慣習を通して獲得された土地）、権利証書は発行されない



先住慣習地の法的な位置づけ：要約

サラワク土地法（第81章）

第5条：先住慣習権

(1) 1958 年 1 月 1 日から、第10条に基づいて許可が得られた場合、第2項で指定された方法のいずれかによって関係するコミュニティの先住慣習法に従って、内陸地において先住慣習権を設定することができる。前述の場合を除き、先住民共用保有地および通行権に関する以下に含まれる規定を損なうことなく、1958 年 1 月 1 日以降に設定されたサラワク州の土地に対する先住民の慣習的権利は認められない。土地は州有地であり、その土地を占有する者は、州有地を不法に占有しているとみなされ、第209条が適用される。

(2) 先住慣習権を設定することができる方法とは、

- (a) 原生林の伐採と占有
- (b) 果樹の植栽
- (c) 居住地や耕作地の開墾
- (d) 墓地や聖堂としての利用
- (e) 通行権のための利用
- (f) 他の合法的な方法

Henry Joseph © 2018

先住慣習地の定義

「先住慣習地」とは、

- (a) 共有か否かを問わず先住民の慣習的権利が1958 年 1 月 1 日以前に合法的に成立していて、現在もそういうものとして存続している土地
- (b) ときどきに第 6 条が適用される保留地内に構成される土地
- (c) 許可に準じて、先住慣習権が第10条に基づいて合法的に成立している内陸地

HenryJoseph©2018

先住民のナラティヴ

1. 「**トゥムダ(Temuda)**」：農耕、居住、儀式、その他の目的で伐採され、その後占有されている、原生林にあった土地
2. 「**プラウ・ガラウ(Pulau Galau)**」：次世代による占有を目的に保護された、「トゥムダ」に隣接した原生林
3. 「**プマカイ・ムノア(Pemakai Menua)**」：林産物の収穫、狩猟、漁場といった共有目的のために永久に保護された原生林

Henry Joseph © 2018

裁判によって是認された先住民のナラティヴ

ノル・アナ・ニャワイ 対 ボルネオパルププランテーション／土地測量監督者のケース（2001年）

「トゥムダ」「プラウ」「プマカイ・ムノア」の件については、わたしが先に触れたさまざまな指令や文献で言及されていることからすでに認識されています。したがって、植民地法 (*law of Colony*) は間接的にそれらに実効性を与えています。… それらは存在し、この点においてわたしは証拠に注目し、指令や法律がそれらを廃止しない限りにおいてそれらが存在するものと判断しました。このため慣習法に匹敵するそうした先住慣習権が廃止されていないとわたしが結論付けました」

- イアン・チン]

Henry Joseph © 2018

ノル・アナ・ニャワイの裁判で論じられている法解釈に
アブ・サマは同意しています

トウアイ・ルマー・サンダーの判決（125ページ）

「先住慣習権、すなわち「プマカイ・ムノア」「トゥムダ」「プラウ」に対するわたしの見解と理解は、ノル・アナ・ニャワイのケースを扱った高裁で論じられた議論と何ら変わりません。先住慣習権(NCR)は「ノル・アナ・ニャワイ 対 ボルネオパルププランテーション／土地測量監督者」の控訴審で支持されたのであります」

- アブ・サマ・ノーディン

Henry Joseph © 2018

マレーシア憲法

マレーシア憲法第160条第2項

法律の定義：

「連邦、もしくはそのいずれかの地域において機能している限り成文法、コモンロー、そして、連邦、もしくはそのいずれかの地域において法律の効力を有している慣習法 (any custom or usage) を含む。」

Henry Joseph © 2018

占有の検証

占有を確立するための検証は、Arifin Zakaria FCJ（当時の最高裁長官）によって マデリ・サレーの裁判(上記)で宣言されています。土地を管理するための十分な手段が存在しなければなりません。最高裁長官は次のように決めました。

「「占有」が何を意味するかの問題について、わたしたちは、**実際の物理的な存在は必要ない**という控訴裁判所の見解に同意する。見知らぬ人が干渉するのを防ぐための十分な制御手段があれば、土地に物理的な存在がなくても占有することができる...」

Henry Joseph © 2018

先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) による認識

第 26 条、第 27 条、第 28 条

HenryJoseph©2018

先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)

- 第26条要約：先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
- 第27条要約：国家は、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に認識しなければならない。
- 第28条要約：先住民族は、伝統的に所有してきた土地、領域および資源に対し公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

Henry Joseph © 2018

先住民の強制退去と土地収奪

上述の法的な位置づけ、裁判所による認識と承認、国連による認識があるにもかかわらず、なぜ、サラワクの先住民は相変わらず、強制退去と土地収奪の問題に直面しているのか？

Henry Joseph © 2018

先住民の強制退去と土地収奪

NCRの土地収奪に関する裁判は以下のように数多く存在する

- ① ボルネオ・パルプ・アンド・ペーパー社対ノル・アナ・ニャワイ
- ② 森林官対トゥアイ・ルマー・サンダー
- ③ Agi anak Bungkong & Ors v. Ladang Sawit Bintulu Sdn Bhd & Ors [2010] 4 MLJ 204;
- ④ TR Nyutan anak Jami & 2 Ors v Lembaga Pembangunan dan Lindungan Tanah & 2 Ors 22-249-98-III(I);
- ⑤ Usang anak Labit & 3 Ors v Rosebay Enterprise Sdn Bhd & 2 Ors 21-1-2010;
- ⑥ Lah Anyie & 3 Ors v LCDA & 2 Ors 22-59-97(MR);
- ⑦ TR Joseph Sadar anak Inggan v State Government of Sarawak & 2 Ors

HenryJoseph©2018

検察官対ムナン・アナック・ガサン

被告人は、サラワク土地法第209条のもとで、検察官が州有地と称する土地を不法に占有したとして起訴された。

PART VIII 違反と制裁

州有地の不法な占有、耕作、開墾など

第209条 (1) 法による権限なしに

(a) 州有地を占拠したり、そこに建物を建てたり、また、

(b) そうした土地を開墾したり、鋤を入れたり、掘ったり、囲い込んだり、耕作したりする者は、何人においても、

有罪に処する。罰則は、初犯の場合は 1000 リンギットの罰金、2 回目以降の違反の場合は 2 年の禁固刑と 5000 リンギットの罰金とする。[Am. Cap. 50.]

(1A) 第32条A または第1項 に基づき犯罪の実行を幫助し、教唆した者は、同様の犯罪で有罪となる。[Sub. Ord. No. 3/79.]

(2) 人は、州有地、または本法の目的上州有地とみなされる土地に対する権利または特権を主張した、または主張しようとしたことが証明された場合、法律によりそのような権利または特権を主張する資格があることに関して裁判所を納得させることができないければ、第1項に基づいて犯罪を犯したとみなされる。

Henry Joseph © 2018

検察官対ムナン・アナック・ガサン

事実

ムナン・アナック・ガサンおよび彼の村の人たちは、1900年初頭に当該地に定住した者の子孫であった。かれらもそこに「犯行」を犯す日までずっと留まりつづけていた。2000年の或る日、土地測量監督者は、ムナン・アナック・ガサンおよび彼の村の人たちが州有地を占有し、サラワク土地法第209条のもとで犯罪を犯したと主張した。

註: サラワク土地法第 2 条および第 5 条 (1) を参照

Henry Joseph © 2018

政府の責務

(1) 政府はどんな責務を担っているだろうか？

政府の責務は？

(a) 先住民の利益とかれらの先住慣習地に対する権利のために？ また、

(b) 大きなビジネス上の関心を持つ利害関係者に対して？

Henry Joseph © 2018

暫定的借地権 (Provisional Lease)を発行する 大臣の権力

現実は一

- サラワク州の大部分は、大規模なアブラヤシ農園のために暫定的借地権がすでに発行されている。
- サラワク州土地法第 28 条に基づき、首席大臣は誰にでも暫定的借地権を発行することができる。通常、最初に物理的な調査を行わずに、土地を誰かまたは企業に譲渡することはできない。しかし、首席大臣は物理的な調査をせずに暫定的借地権を発行することができる。
- わたしたちが持っている記録によると、これらの暫定的借地権のほとんどは、取り巻き（クローニー）や親族、影響力のある企業に発行されている。
- 多くの場合、これらの暫定的借地権 は NCR の土地の大部分と重複している（これが土地収奪の手法のひとつ）。暫定的借地権は秘密裏に発行されるため、土地登記所でその記録を確認することはできない。

Henry Joseph © 2018

サラワク土地法第28条 — 暫定的借地権

境界を定める前に必要な調査

第28条

(1) 州の土地は、土地の調査が監督官の満足のいくまで完了しない限り、土地法に基づいて譲渡されてはならない。ただし、州有地の即時測量が実行不可能な場合、監督官は、権利を有する者のために、別表 I のフォーム C による暫定的借地権を実行するよう命令することができる。

(2) すべての暫定的借地権は、つぎのことを指定しなければならない

- (a) その下に保持される土地のおおよその面積。
- (b) 支払うべき年間賃料。
- (c) 暫定的借地権の時期、期間
- (d) 監督官によって課された特別な条件
- (e) 第 5 条に基づいて設定された先住民の慣習権が置かれた土地、または、第 6 条A項に基づく先住民の領有地は、暫定的借地権の対象となる地域から除外されること
- (f) 第1項に基づく調査が完了した後に発行される借地権の期間は、暫定的借地権に記載された残りの期間または期間であること

Henry Joseph © 2018

サラワク州森林法 (Forest Ordinance)

首席大臣が兼ねる資源計画大臣は、誰にでも木材ライセンスを発行する絶対的な裁量権を持っている。

多くの木材ライセンスは、親族、クローニー、数百万エーカーの森林に関わる大企業に与えられている。

***先住民の生活と環境への影響は壊滅的であり、食料・水・農地の自然の源を汚染し、奪い、枯渇させている。

HenryJoseph©2018

2018年修正土地法案 (Land Code (Amendment) Bill 2018)

土地法に新しい条項が加わる:
第6条A

Henry Joseph © 2018

第6条A

「先住民領地 (Native Territorial Domain)」

- (1) 先住民のコミュニティは、先住民領地内で、そのコミュニティのメンバーが行使し享受する用益権を主張することができる。
- (2) 第1項 に基づく請求は、そのような請求を裏付けるすべての証拠とともに、ディレクターが定める形式で監督官に提出するものとする。ただし、先住民領地として主張される地域は、決して500ヘクタールを超えてはならない。
- (3) ディレクターが請求を承認した場合、監督官は、その地域を先住民領地として記述する先住民族共有地の権利証書を発行するものとし、これは先住民が農業目的または行政府 (Majlis Mesyuarat Kerajaan Negeri) によって承認されたその他の目的で独占的に使用されるものとする。また、監督長が課す可能性のあるその他の条件を受けるものとする。

Henry Joseph © 2018

第6条A（続き）

ただし、先住民の領地権は、

(a) 以下に定められた規則に従って、先住民領地権の名義による先住民コミュニティの信託を受けて先住民領有地を保持する個人または団体の名前で発行されること。

(b) 永続的であること。また、

(c) その中で記名された先住民コミュニティのメンバーではない人物に譲渡、または割当しないこと。

(4) ディレクターが請求を却下した場合、その決定に不服がある者は、ディレクターの決定が伝えられた日から 30 日以内に、大臣に上訴することができ、大臣は上訴を検討しなければならない。

Henry Joseph © 2018

第6条A の顕著な特徴

□ 6A—(1) 「…用益権を**主張できる**…」

質問：現在、「プマカイ・ムノア」「プラウ・ガラウ」(PMPG) は誰の土地か？

□ 6A—(3) 「…**承認する場合**…」

質問：承認または却下するのは絶対的な権限ではないのか？

□ 6A—(4) 「ディレクターが請求を却下した場合…」

質問：却下または承認の基準は何か？

□ 6A—(4) 「…**上訴を検討する大臣に上訴することができる**」

質問：なぜ、上訴先を大臣とするのか？

Henry Joseph © 2018

結論

- **先住民が先祖から受け継いだ先住慣習地土地の収奪・強制退去は終わらない**
 - (1) 略奪者はいまだに存在し、政治権力を持ち続けるだろう**
 - (2) 略奪者は資金・権力・影響力を持っている**
 - (3) 一方、先住民は**
 - (a) 政治に関する知識が希薄（低い識字率）**
 - (b) 約束された物理的、あるいは経済的な発展の見返りに抑圧者に対し支援し続ける義務を感じてしまう**
 - (c) 弱者で貧しく、孤立しがちである**

Henry Joseph © 2018

End of presentation

Copyright © 2022 HenryJoseph

Email: hjnyaru@gmail.com

HenryJoseph©2018